

平成19年第4回
美唄市議会定例会会議録
平成19年12月13日（木曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 委員長報告
1 議案第71号 美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件（総務・文教）
2 議案第72号 美唄市給与条例の一部改正の件（総務・文教）
3 議案第73号 空知教育センター組合規約の一部変更の件（総務・文教）
4 議案第74号 指定管理者の指定の件（美唄市総合体育館・美唄市体育センター）（総務・文教）
5 議案第75号 損害賠償の額決定の件（総務・文教）
第3 議案第76号 美唄市教育委員会委員任命の件
第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者推薦の件
第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者推薦の件
第6 意見書案第11号 地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する意見書
第7 意見書案第12号 産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱いの継続を求める意見書

- 第8 意見書案第13号 農業政策の見直しに関する意見書
第9 意見書案第14号 道立試験研究機関の地方独立行政法人化に反対し、引き続き存続することを求める意見書
第10 意見書案第15号 最低保障年金制度の実現を求める意見書
第11 意見書案第16号 食品偽装事件の根絶を求める意見書

◎出席議員（15名）

議長	林	国	夫	君
副議長	内馬場	克	康	君
1番	吉岡	文	子	君
2番	森川		明	君
3番	五十嵐	聡		君
4番	高橋	幹	夫	君
6番	阿部	義	一	君
7番	長谷川	吉	春	君
8番	米田	良	克	君
9番	白木	優	志	君
10番	小関	勝	教	君
11番	土井	敏	興	君
12番	本郷	幸	治	君
13番	紫藤	政	則	君
15番	谷村	孝	一	君

◎出席説明員

市	長	桜井	道夫	君
副市	長	佐藤	昭雄	君
総務部	長	板東	知文	君
市民部	長	岩本	良一	君
保健福祉部長兼福祉事務所長		中川	直紀	君
商工交流部	長	酒巻		進君

農政部長 林 信孝君
都市整備部長 加藤 誠君
市立美唄病院事務局長 三谷 純一君
消防長 佐藤 賢治君
総務部総務課長 市川 厚記君
総務部総務課総務係長 村上 孝徳君

教育委員会委員長 阿部 稔君
教育長 村上 忠雄君
教育部長 安田 昌彰君

選挙管理委員会委員長 熊野 宗男君
事務局長 大道 良裕君

農業委員会会長 佐藤 博道君
農業委員会事務局長 山崎 一広君

監査委員 川村 英昭君
監査事務局長 嵯峨 和樹君

◎事務局職員出席者

事務局長 藤井 英昭君
次長 和田 友子君
総務係長 濱砂 邦昭君

午前10時00分 開議

●議長林 国夫君 これより本日の会議を開きます。

●議長林 国夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

15番 谷村孝一議員

1番 吉岡文子議員

を指名いたします。

●議長林 国夫君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第71号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件ないし順序5、議案第75号損害賠償の額決定の件の以上5件を、一括議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

これより議案第71号ないし議案第75号の以上5件について、土井総務委員長。

●総務・文教委員会委員長土井敏興議員（登壇） ただいま議題となりました議案第71号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件、議案第72号美唄市給与条例の一部改正の件、議案第73号空知教育センター組合規約の一部変更の件、議案第74号指定管理者の指定の件及び議案第75号損害賠償の額決定の件の以上5件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。経過といたしまして、12月11日委員会を招集して審査をいたしました。

各議案審査における質疑・答弁の主なもののうち、うち2項目について申し上げます。

はじめに、議案第71号について申し上げます。

独自削減を継続する大きな要因は何か、との質疑に対して、厳しい財政状況ということで、現在平成20年度一般会計収支不足額の試算をしている。平成20年度については一般財源ベースで2億6,500万円の不足が見込まれ

ている。こうした見込みから期末手当の独自削減措置を継続しようとするものである、との答弁。

次に、議案第 72 号について申し上げます。

人勧の実施を本年 4 月に遡るということをしないで、明年 4 月からの実施という説明だが、そこまで踏み切った理由とその影響額について、との質疑に対し、今年度の財政状況を勘案することと、道の人事委員会が出している勧告の内容も加味した中で、それぞれ実施するよという通知があった。本市においても他市の状況、道の状況も勘案し、平成 20 年 4 月 1 日としたところである。影響額については 1,400 万円程度と考えている、との答弁。

次に、議案第 73 号について申し上げます。

空知教育センター組合への負担金はどのくらいになるのか、また美唄教育研究所独自でやってきた事業についてはどのような形になっていくのか、との質疑に対し、概算で 30 万円増となり 120 万円程度と考えている。美唄市立教育研究所で行われていた事業については、教育の理論と実践にかかわる研究の部分が空知教育センターに委ねることになる。その他に社会科副読本の編さんという部分があるが、美唄市独自で学校の先生の協力を受けながら引き続き独自の編さんを進めていきたい、との答弁。

市の教育研究所がなくなるということで、なくすための手続はどうなっているのか、との質疑に対して、美唄市を含め 25 市町の議決を受けてはじめて研究事業が空知教育センターへ委ねる部分が整うので、3 月議会において廃止条例について提案する運びとなる、と

の答弁。

次に、議案第 74 号について申し上げます。

応募された業者と選定までに至る経過について、との質疑に対し、9 月の第 3 回の議会において、指定管理者導入のための条例の改正をさせていただいた。10 月 4 日、選定委員会を開催し、公募ということで選定をしていくこととなり、NPO 法人美唄市体育協会、株式会社アンビックス、育英管財株式会社の 3 社の応募があった。11 月 5 日の選定委員会で書類審査、要件等の確認をし、承認した。11 月 13 日の選定委員会で、承認をされた 3 団体からそれぞれ申請内容の説明を求め、考え方を聞き、総合評価を行い、一番得点の高かった体育協会を候補者として決定をみたところである、との答弁。

指定管理者移行により、料金体系は大きく変わることはないと考えていいのか、市民負担が増えるのかどうなのか、その辺の考え方、見通しはどうなっているのか、との質疑に対し、利用者を含めた施設のあり方検討委員会があり、その中で使用料等を含めての検討がなされている。その中で一定の方向性が出てくるのではないかと、それを受けて行政の中で今後どうしていくのか考えていきたい、との答弁。

次に、議案第 75 号について申し上げます。

事故が発生したのが平成 18 年 10 月 4 日で 1 年以上経過をしている。なぜここまで遅れたのかその理由について、との質疑に対して、退院が 3 月でその後 6 日の外来受診により治癒となった。額の確定については、国民健康保険の適用を受け 10 月上旬に医療費の額が確定したことによるものである、との答弁。

すべて自動車保険で支払われたのか、市の持ち出し分があったのか、3名の方に支払われた総額は幾らか、また賠償金額についての手続きは順調に進んだのか、との質疑に対し、市の持ち出しについては一切ない、全国市有物件災害共済会の自動車損害共済の方で全額支払っている。3名の方への総額は256万8,580円となる。また、賠償金額については共済会の専門の方が対応し、円満に交渉、話し合いの上示談が成立したもの、との答弁。

結果といたしまして、議案第71号ないし議案第75号の以上5件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願いを申し上げます、報告を終わります。

●議長林 国夫君 これより議案第71号ないし議案第75号の以上5件について、一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件については委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第71号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件**ないし**議案第75号損害賠償の額決定の件**の以上5件は、委員長報

告のとおり決定されました。

●議長林 国夫君 次に日程の第3、議案第76号美唄市教育委員会委員任命の件ないし日程の第5、諮問第2号人権擁護委員候補者推薦の件の以上3件を、一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第76号美唄市教育委員会委員任命の件であります。

本件は、阿部稔委員が12月23日をもって任期満了となりますので、本市教育委員会委員として新たに高橋泰浄氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次は、諮問案第1号人権擁護委員候補者推薦の件であります。

本件は、鈴木重孝委員が平成20年3月31日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として引き続き鈴木重孝氏を法務大臣に対し推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものであります。

次は、諮問案第2号人権擁護委員候補者推薦の件であります。

本件は、花井捷明委員が平成20年3月31日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として引き続き花井捷明氏を法務大臣に対し推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第76号について、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第76号美唄市教育委員会委員任命の件**は、原案のとおりこれに同意することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました諮問案第1号については、諮問のとおり可と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**諮問案第1号人権擁護委員候補者推薦の件**は、諮問のとおり可と決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました諮問案第2号について、諮問のとおり可と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**諮問案第2号人権擁護委員候補者推薦の件**は、諮問のとおり可と決定されました。

●議長林 国夫君 次に日程の第6、意見書案第11号地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する意見書ないし日程の第11、意見書案第16号食品偽装事件の根絶を求める意見書の以上6件を、一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案の理由を求めます。

まず、意見書案第11号ないし意見書案第13号の以上3件については、9番白木優志議員。

●9番白木優志議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第11号ないし意見書案第13号につきまして、案文を朗読し提案理由の説明にかえさせていただきます。

地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する意見書

平成17年に「京都議定書」が発効し、我が国は、平成2年（基準年）に比べ、平成20年から24年（第1約束期間）の5年間の温室効果ガス平均排出量を6%削減することを公約としておりますが、平成17年の温室効果ガス排出量は、基準年に比べ7.8%上回る状況にあります。

「京都議定書」では、我が国の温室効果ガス削減量のうち、1,300万炭素トン（基準年の総排出量の3.8%にあたる）を森林で吸収することとしておりますが、現状の森林整備で推移した場合、年間110万炭素トンに相当する森林吸収量が不足することから、国では、平成19年度から24年度までの毎年110万炭素トン分の吸収に相当する20万ヘクタールの森林整備に必要な予算を追加措置することとしており、全国の森林面積の1/4を占める北海道が果たす役割は、極めて大きなものがあります。

また、本道では、「全国植樹祭」や「北海道洞爺湖サミット」の開催など、道民の環境への関心が高まっていることから、この機会を的確に捉え、森林づくりや環境保全に対する

取組を加速させ、本道の森林の未来を担う子どもたちにしっかりと引き継いでいくことが重要です。

このような中、道は、森林の保全と活用に関する方策について検討を行っておりますが、「京都議定書」の第1約束期間を間近にしていることから、道民の理解と協力のもと、新たな財源対策の導入に向けた検討を加速し、早急に森林づくりや環境保全などの対策を講じるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月13日

北海道美唄市議会

産地づくり交付金等の税制特例による
一時所得扱いの継続を求める意見書

国はこれまで、米の需給調整に対する支援措置として、議員立法により「水田農業構造改革交付金等についての特例措置」を講じ、産地づくり交付金を一時所得扱いとしてきました。しかし、本年度から担い手の育成・確保を名目に、米政策改革推進対策に係わる交付金は「経営基盤強化準備金制度」に移行させ、産地づくり交付金の税制特例を継続しない方針を示しています。

米の需給調整はここ数年、過剰作付けで供給過剰の状態に陥っており、市場価格は生産コストを下回る大幅な下落を続け、国の指導に従い需給調整に参加し、米の安定供給に努めている稲作農家ほど経営が悪化しています。

こうした状態の中で、産地づくり交付金が雑収入扱いとなれば、本市農家への課税強化となり、経営の悪化に拍車がかかることとなります。仮に「経営基盤強化準備金制度」へ

移行した場合でも、認定農業者で青色申告をしている者に限定されてしまいます。

需給調整の実効性を確保する観点からも参加者に対するメリット措置が失われると、需給調整システム自体が完全に崩壊し、国民の主食である米の安定供給はもとより農業全般に深刻な打撃を与えることは必至であります。

このため、米の需給・価格の安定及び農業経営の安定を図るため、産地づくり交付金等については、本年度も前年同様に税制特例を講じ一時所得扱いが継続されるように強く要請します。

記

米政策改革推進対策に係わる交付金（産地づくり交付金等）については、経営基盤強化準備金制度の対象から除外するとともに、平成19年度以降も税制特例による一時所得扱いを継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月13日

北海道美唄市議会

農業政策の見直し
に関する意見書

本年4月から始まった品目断続的経営安定対策は、WTOにおける国際規律の強化などに対応して、食料・農業・農村基本法に基づき、対象者の担い手に施策を集中・重点化を図り、担い手の経営安定などを目的として導入されました。

しかしながら今回の対策は、ガット・ウルグアイラウンド合意での国内支持削減による農業所得の減少分を補填することなく放置したまま、これまでの規模と効率を優先した経

営合理主義の農政を改めず、市場原理の徹底で小規模農家を切り捨て、一層の構造改革を促進する内容となっています。

この様な厳しい農業情勢の中で、担い手の減少により農地の流動化が困難となることから、地域農業の活力低下と農地の遊休化等が危惧される状況にあります。

特に、生産条件不利補正対策は、担い手農家にとって最も重要な所得確保の視点が欠如しており、今までの価格支持政策の予算内で、面積支払と数量支払の仕組みを導入したために、様々な制度の矛盾が露呈しています。このままでは、本市においてもますます担い手の生産意欲が減退し、国内生産の低下に拍車をかけるとともに、経営悪化による離農、過疎化など農村の疲弊をより進化させ、農業の持続性、農村の存続基盤を根底から揺るがすこととなります。

ついては、食料自給率の向上や農業・農村の持続的発展に向け、農業政策の抜本的改善を図るよう下記のとおり要望いたします。

記

1. 経営安定に向けた所得確保

基盤整備年においては農業所得がゼロになり、そのことによる農地や機械の借入金の返済等で生活費が無くなる事が危惧される所であり、直面した問題として、事業年の所得確保に万全を期して頂きたい。

2. 生活条件不利補正政策について

(1) 生産条件不利補正政策における「過去の生産基準に基づく支払(面積単価)」については、各作物の再生産可能な水準まで引き上げること。

また、「毎年の生産量・品質に基づく支払

(数量単価)」については、自給率向上や品質・生産性の向上などの生産者努力が報われるよう別途予算で措置すること。

① 市町村段階における面積単価並びに面積換算の算定に用いる反収については、生産実態に即した統計資料を用いるなど算定要素の統一性を図ること。

特に、近年の生産性向上が顕著な小麦については、生産実態と大きく乖離しているため、19年産から改善するよう早急に見直すこと。

② てん菜の生産量・品質に基づく支払については、砂糖の自給率向上を図る生産・販売体制を構築するもとの、指標面積に沿って生産されたてん菜糖全量を支援対象数量とすること。

(2) 19年産は交付金単価決定時から比較して、肥料・農薬・燃料など価格高騰による生産コストの急上昇により、再生産が危ぶまれる環境から、別途の補填対策を講ずること。

(3) 担い手が対象農産物を収穫及び出荷したものの、農業者年金の経営移譲年金の受給や不慮の事故等によって、交付金決定前に経営を移譲せざるを得ない場合について、当該生産者に給付金が支払われるよう制度を見直すこと。

(4) 地理的・気象的条件などによって、低収量地帯となっている農業者の条件不利を補正するため、別途の支援策を講ずること。

3. 収入下落影響緩和対策について

(1) 収入下落影響緩和対策について、価格暴落により補填基準価格が再生産困難な水準まで低下する場合は想定されるため、対象作物の標準的な生産コストを賄える補填基

準価格を下限として設定すること。

また、積立金を超える価格下落に対しては、国が全額補填する仕組みとするよう改善すること。

(2) 制度加入に当たっては、個別作物ごとの加入を認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月13日

北海道美唄市議会

なお提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長林 国夫君 次に、意見書案第14号について2番森川 明議員。

●2番森川 明議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第14号につきまして、案文を朗読し提案の説明にかえさせていただきます。

道立試験研究機関の地方独立
行政法人化に反対し、引き続き
存続することを求める意見書

道は、これまで道立試験研究機関のあり方について検討を行ってきました。

検討内容は、近く庁内検討会議において「(仮称)道立試験研究機関の改革及び地方独立行政法人制度導入に関する方針(案)」として取りまとめられ、本年度中に方針として決定されると承知しています。

道立の試験研究機関は、新技術や新品種の開発や発明などを行った職員の権利を道が継承し、数多くの特許権や育成権を取得し、普及事業と連携しながら本道の産業と地域の発

展に大きく貢献してきました。

本市においても、基幹産業である農業、そして林業や木材産業の振興に大きな役割を担っています。

特に、道立林業試験場は長年にわたり試験研究で成果を上げるとともに、地域の公園管理、防風林管理、樹木選定、各種講習会講師を通じて林業、造園、緑化事業に指導助言をいただくなど、本市にとって、無くてはならない試験研究機関として根付いています。

独立行政法人化により、経済効率が優先される運営評価となることは必定であり、民営化や事業廃止につながるものが危惧されています。

については、次のとおり引き続き道立の試験研究機関として存続されますよう強く要望します。

記

1. 独立行政法人化は、民間資金の導入により公共性が損なわれることになる。
結果として、道民の財産を失うことにつながり、決して認められないこと。
2. 美唄市に根付く道立林業試験場は、これまで多くの地域貢献がなされ、市民、行政にとって無くてはならない機関であること。
3. 道における方針決定にあたっては、利用者、生産者、自治体等関係者、道民の意見を充分とり入れるなど、民主的な手順を踏まえ、一方的な方針決定は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月13日

北海道美唄市議会

なお提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長林 国夫君 次に、意見書案第 15 号及び意見書案第 16 号の以上 2 件について、1 番吉岡文子議員。

●1 番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第 15 号及び意見書案第 16 号につきまして、案文を朗読し提案理由の説明にかえさせていただきます。

最低保障年金制度の 実現を求める意見書

「消えた年金」問題は、国の責任で一人残らず早急に解決し、年金への信頼を回復することが求められています。

900 万人をこえる国民年金だけの平均月額額は、4 万 7,000 円にすぎません。

無年金者は、現在 100 万人をこえるものと見られます。増大する無年金・低年金者は、苦しい生活を余儀なくされています。その上高齢者には、国保や介護保険料の引き上げ、医療制度の「改革」による負担増が加わりま

す。去る 8 月 10 日に発表された昨年度の国民年金保険料納付率は、66.3%（全額免除者及び納付特例・猶予適用者 528 万人を除く）にとどまり、前年度を 0.8% 下回るものでした。

「年金改革」の前提とされていた 2007 年度の 80% の達成は絶望的な状況です。格差と貧困が増大する中、高すぎる保険料を払えない人たちが増大しているからです。

日本の公的年金制度は、その役割を果せなくなっています。地域経済への打撃も深刻で

す。全国市長会も、昨年 11 月に続き 6 月、「将来に向けて持続可能な年金制度を構築するため」最低年金を含めた国民的な議論と見直しを求める要望書を国に提出しました。

また、国連社会権規約委員会は 2001 年 8 月、日本政府に対し「最低年金」の必要を勧告しています。政府は、今年 6 月までに勧告に対する報告を求められていますが、まだ提出していません。最低保障年金制度以外に公的年金制度をよみがえらせる道はありません。

よって下記事項の実現について意見書を提出します。

記

1. 国の責任で、一人残らず「消えた年金」問題を早急に解決すること。
2. 最低保障年金制度を一日も早く実現すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

平成 19 年 12 月 13 日

北海道美唄市議会

食品偽装事件の 根絶を求める意見書

今年に入って苫小牧市・ミートホープ社の牛肉偽装（6 月）、札幌・石屋製菓「白い恋人」の賞味期限改ざん（8 月）、三重県伊勢市の老舗・赤福の製造日偽装（10 月）、福岡県の船場吉兆の消費期限偽装（10 月）、秋田県の比内鶏の偽装（10 月）など、食品の偽装・不正事件は全国いたる所に広がり、多くの消費者は「何を信じたらよいのか」とやりきれない思いを募らせています。

一連の不正事件について農水相は、「企業のコンプライアンス（法令遵守）の問題」など

と、責任を企業に求める発言を繰り返しています。

しかし、偽装表示の規制の根拠法は、農水省の所管するJAS（農林規格）法、厚生労働省の食品衛生法、公正取引委員会の景品表示法などで、行政が縦割りで相互の連携はほとんどありません。それぞれの担当者も少数で、保健所の統廃合で地域の監視体制はむしろ弱まっており、内部告発でもなければ偽装の発見など出来ないといわれています。

この背景には、1995年の食品衛生法とJAS法の改定で製造年月日表示の義務付けが廃止され、消費期限表示または賞味期限表示だけが義務付けられたことにあります。

もともと食品は“密室”のなかで加工・製造され、消費者が製造過程を検証することは困難です。食の安全を企業理論だけに任せれば、もうけ優先で安全は二の次になります。1995年の法改正などで、食の安全確保の規制を緩和してきた国の責任が厳しく問われているといわねばなりません。

よって、食品の偽装・不正事件根絶のために消費者の立場に立って食の安全最優先で、下記のような抜本策を講じるよう、意見書を提出します。

記

1. 独立行政法人まかせの食品表示の検査を国の責任で行うこと。そのための予算確保をはかること。
 2. 食の安全にかかわる行政の縦割りを改め、食品表示は、製造年月日表示と期限表示の併記を義務づけること。
 3. 内部告発への対処の迅速化をはかること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見

書を提出します。

平成19年12月13日

北海道美唄市議会

なお提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました意見書案第11号ないし意見書案第16号の以上6件については、別に発言もないようですので原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第11号地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する意見書**ないし**意見書案第16号食品偽装事件の根絶を求める意見書**の以上6件については、原案のとおり可決されました。

●議長林 国夫君 以上をもって、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成19年第4回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午前10時40分 閉会